2019 年度（平成 31 年度）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業

Q&A 集

Ver. 2

（２０１９年５月 14 日現在）

公益財団法人
北海道環境財団
HOKKAIDO ENVIRONMENT FOUNDATION

※本 Q&A 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

※平成３０年度採択事業は、平成３０年度の Q&A 集を確認してください。

目次

（A）応募申請に関すること 1

A-Q1 複数年度の事業は、応募対象となりますか。 1
A-Q2 複数年度事業で応募し、今年度採択された場合には、次年度も補助金が交付されると考えて良いですか。 1
A-Q3 複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。 1
A-Q4 複数年度事業の場合、初年度は実施設計のみの補助対象経費が発生し、翌年度に施工でも対象となりますか。 1
A-Q5 一社で複数の応募はできますか。 1
A-Q6 他の補助金と併用は可能ですか。 1
A-Q7 「建築物の用途、住宅の省エネルギー基準における地域区分」が審査項目として示されていますが、用途によっての優劣がありますか。また、地域区分についても優劣をつけるのでしょうか。 2
A-Q8 本年度の公募は、1 回だけですか。 2
A-Q9 応募申請時には基本設計で応募し、交付決定後の実施設計で変更となった場合には、どのようになりますか。 2
A-Q10 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。 2
A-Q11 リースで設備導入をする計画ですが、応募申請時点でリース事業者が決まっていません。この場合の申請は可能でしょうか。 3
A-Q12 本事業と「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業」の併用はできますか。 Ver.2 で追加 3

（B）応募申請書類及び手続に関すること 4

B-Q1 共同申請を行う際、応募申請書（様式 1）の申請者は誰にすれば良いですか。 4
B-Q2 実施計画書（様式 2）の「事業実施の代表者」は誰にすれば良いですか。 4
B-Q3 実施計画書（様式 2）の「事業実施の担当者」は誰にすれば良いですか。 4
B-Q4 実施計画書（様式 2）の「手続代行者」は誰でもなることができますか。 4
B-Q5 手続代行者が、設計業務や工事を受注しても問題ありませんか。 4
B-Q6 複数年度事業の応募申請方法はどうすれば良いですか。 4
B-Q7 提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いでしょうか。 5
B-Q8 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。 5

B-Q9 代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。..5
B-Q10 申請内容等について、事前の相談は可能ですか。.....5
B-Q11 補助金の上限額、下限額はありますか。.....5
B-Q12 様式 2 実施計画書の≪CO2 削減効果の算定根拠≫に添付する「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」は、『G. 省エネ設備』だけの提出で良いでしょうか。.....5
B-Q13 「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」で計算するのは、設備の使用エネルギー量のみで良いですか。.....5
B-Q14 空調システムを予定していますが、補助対象室と補助対象外の室で使用する場合には、CO2 削減効果の算定根拠となる「ハード対策事業計算ファイル」ではどのように計算すれば良いですか。.....5
B-Q15 「木材の伐採地、CLT 等の加工地の場所」は、住所まで必要でしょうか。.....6
B-Q16 空調設備で補助対象の条件としている「高効率機器」の証明はどのようにすれば良いでしょうか。.....6
B-Q17 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。.....6
B-Q18 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いでしょうか。.....6
B-Q19 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇工事 1 式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いでしょうか。.....6
B-Q20 応募に当たっての添付資料として金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも 3 者以上の見積書が必要ですか。.....6
B-Q21 工事内訳書の提出をもって積算内訳として良いでしょうか。.....7
B-Q22 公募要領の「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。.....7
B-Q23 応募申請後、申請者の都合等により補助申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。.....7
B-Q24 連携する学識者は、どのような方が良いかわかりませんので、紹介してもらえませんか。.....7

（C）補助事業の要件に関すること.....8

C-Q1 サービス付き高齢者住宅は老人福祉施設（病院等）か住居かどちらでしょうか。補助対象になりますか。Ver.2 で修正.....8
C-Q2 床面積の取り方は壁芯面積、内法面積のどちらを用いれば良いでしょうか。.....8
C-Q3 外気に接する CLT 等の面に外装材を使用しても、外皮となりますか。.....8
C-Q4 既存建築物の改修工事が補助対象エリアの要件を満たせば、補助対象となりますか。8

C-Q5 比較検証を行うため比較対象室を設ける場合、補助対象室と同等程度の設備を有していれば、そのほかの条件はありませんか。 8
C-Q6 「室内で使用する空調機器の使用条件を一定にする。」というのは、24 時間同じにする必要があるのでしょうか。 8
C-Q7 必須計測項目のエネルギー消費量は、補助対象室ごとに全ての機器でエネルギー量を測定する必要がありますか。 8
C-Q8 対象部材の表面温度は、どのように計測すれば良いでしょうか。 9
C-Q9 比較対象室では対象部材を使用していませんが、外皮となる面の表面温度を計測する必要がありますか。 9
C-Q10 必須計測項目のうち室内外の温度・湿度、対象部材の表面温度は 15 分に 1 回以上、24 時間 365 日継続して計測しなければなりませんが、エネルギー消費量も同様に計測する必要がありますか。 9
C-Q11 RC 造や S 造の建築物であっても、対象部材が要件を満たすものとして使用されていれば補助対象となりますか。 9
C-Q12 ホテルで補助対象となる宿泊室の中に設置するトイレや浴室（ユニットバスなど）の面積は、補助対象室に含まれますか。 9
C-Q13 補助対象室に IH コンロのキッチンを設置していますが、補助対象となりますか。 9
C-Q14 事務室と廊下が間仕切り壁や建具で仕切られていない場合は、全て事務室として補助対象室になりますか。 9

（D）補助事業期間に関すること 10

D-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。 10
D-Q2 複数年度事業では、翌年度まで継続して事業が出来ますか。 10
D-Q3 「翌年度補助事業開始承認申請書」は、いつ提出すれば良いでしょうか。 10
D-Q4 初年度に建築工事を終了して、2 年度目に計測だけの事業を行う場合でも複数年度事業として申請できますか。 10

（E）補助対象経費に関すること 11

E-Q1 CLT 以外の木質部材は、補助対象経費となりますか。 11
E-Q2 外皮ではない間仕切り用の壁に使用される CLT の壁は、補助対象経費となりますか。 11
E-Q3 計測機器は、どのような場合に設備費で計上できますか。 11
E-Q4 データ取得用の計測機器は、どのような設備が補助対象経費となりますか。 11
E-Q5 使用する計測機器に計測誤差が定められていますが、どのような証明が必要ですか。 11
E-Q6 建築工事を終了した後の年度内にも、計測を実施しますが、計測に要する労務費など

の経費は補助対象となりますか。 11
E-Q7 比較対象室を補助対象となる室と同じ条件にするため、設備の改修に係る経費は補助対象経費となりますか。 11
E-Q8 補助対象室及び比較対象室において、自由提案項目に用いる計測機器の購入も補助対象経費となりますか。 11
E-Q9 補助対象室及び比較対象室において、必須計測項目に用いる計測機器で補助対象経費となるのは、室ごとに 1 か所だけですか。 12
E-Q10 必須計測項目に用いる屋外の計測機器は補助対象となりますか。また、2 か所以上認められますか。 12
E-Q11 空調や照明のエネルギー消費量を計測するために、BEMS やデマンド電力計などエネルギー管理・計測設備を導入する場合は、補助対象となりますか。 12
E-Q12 建築物の基礎工事は補助対象経費となりますか。 12
E-Q13 補助対象施設の一部に補助対象外の室がある場合に、実施設計や工事監理の補助対象経費はどのように算出すれば良いですか。 12
E-Q14 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。 12
E-Q15 補助対象室において、CLT を室からはみ出して軒下や通路などに使用した場合は補助対象経費となりますか。 12
E-Q16 学識者との連携として、大学の先生に謝金等を支払う場合は、補助対象経費のどの費目で計上すれば良いですか。 12
E-Q17 学識者との連携先として、大学の先生のほかにコンサルタントとも一緒に計測計画の策定を行う場合には、その委託料も補助対象として計上できますか。 13
E-Q18 CLT の内装材としてクロスや外装材としてガルバリウム等を施工した場合は、どこまで補助対象となりますか。 13
E-Q19 CLT「等」(LVL など CLT 以外)の内装材としてクロスや、外装材としてガルバリウム等を施工した場合は、補助対象となりますか。 13
E-Q20 合わせガラスのみを使用した窓は、高性能窓として補助対象となりますか。 13
E-Q21 建設会社が社屋を自社施工で行う場合には、どこまでが補助対象となりますか。 13
E-Q22 平成 30 年度に複数年度事業で採択されていますが、今年度の補助対象経費は 2019 年度(平成 31 年度)の規定が適用されますか。 13

(F) 補助事業の実施に関すること 14

F-Q1 採択通知を受けてから、交付申請までの期間に制限はありますか。 14
F-Q2 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。 14
F-Q3 工事業者等への補助事業の発注(契約)は、いつから行えますか。 14

F-Q4 交付決定前に工事業者等への発注をしている場合は、補助対象となりますか。.....14
F-Q5 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。.....14
F-Q6 補助対象となる工事と一緒に、補助対象外の工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。.....14
F-Q7 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。.....14
F-Q8 複数年度事業で採択された場合、入札後に 2 か年分の契約をすることは可能でしょうか。.....15
F-Q9 2020 年 2 月 28 日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わっていれば良いのでしょうか。.....15
F-Q10 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いでしょうか。.....15
F-Q11 応募申請が採択された後、交付申請までの間に工事計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第 1 の別紙 1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。.....15
F-Q12 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。.....15
F-Q13 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。.....16
F-Q14 補助事業で取得した財産を何かしらの事情で処分する必要が生じた場合は、どのような手続が必要になりますか。.....16
F-Q15 補助事業で取得した財産に抵当権を設定することはできますか。.....16
F-Q16 補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第 8 条十三の取得財産の処分に該当するものとして財団の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。.....16

（G）補助事業の経理に関すること.....17

G-Q1 概算払を受けることができますか。.....17
G-Q2 申請額に消費税を含めて良いですか。.....17
G-Q3 採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。.....17
G-Q4 圧縮記帳は適用されますか。.....18

（A）応募申請に関すること

A-Q1　複数年度の事業は、応募対象となりますか。

A:　２年度事業まで対象となります。ただし、複数年度にわたる事業計画を提案して採択されても、それをもって２年度にわたる全ての費用が承認され、確保されるわけではありませんので注意してください。応募申請方法は、「B-Q6」を参照してください。

A-Q2　複数年度事業で応募し、今年度採択された場合には、次年度も補助金が交付されると考えて良いですか。

A:　翌年度の補助金交付の可否については、国の予算が確保されることが前提であるとともに、予算が大幅な削減になった場合などには、補助内容に変更の可能性があります。継続事業の可否に関する審査基準を満たし、翌年度の計画や今年度事業の進捗状況、経理処理等に不備等がない限り、原則として事業継続の対象となります。

A-Q3　複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。

A:　対象となりません。

A-Q4　複数年度事業の場合、初年度は実施設計のみの補助対象経費が発生し、翌年度に施工でも対象となりますか。

A:　対象となります。初年度は、実施設計を発注して成果品を検収し、翌年度に工事を発注して完成させることも可能です。それぞれの年度で何をどこまでやるかが明確で、年度別に内容と費用を分けて示されているのであれば構いません。

A-Q5　一社で複数の応募はできますか。

A:　可能です。事業場ごとに申請していただきます。

A-Q6　他の補助金と併用は可能ですか。

A:　以下の場合により可否を判断します。

(1)本補助金以外の国の補助金

補助対象が重複しない場合には、本補助金以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む。）を受けることは可能ですが、補助対象が重複する場合は、補助を受けることができません。また、重複申請は可能ですが、本補助金以外の国の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります（重複する場合は、適時申告してください。）。

(2)地方公共団体等からの補助金

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当財団の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当財団からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります（地方公共団体等の補助金との併用には、申請時に、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱等を提出いただきます。）。

A-Q7 「建築物の用途、住宅の省エネルギー基準における地域区分」が審査項目として示されていますが、用途によっての優劣がありますか。また、地域区分についても優劣をつけるのでしょうか。

A: 用途や地域区分に優劣はありません。ただし、網羅的に検証データを収集する目的から、審査では特定の用途や地域に偏りが生じないように考慮します。

A-Q8 本年度の公募は、1 回だけですか。

A: 本公募の応募状況に応じて、さらに補助金の交付が可能な場合、追加公募を行います。年度当初の計画では、二次公募を 6 月中下旬から、三次公募を 8 月上中旬からそれぞれ 1 か月間程度を予定しています。詳細の情報は、当財団の HP 等において公表いたします。

A-Q9 応募申請時には基本設計で応募し、交付決定後の実施設計で変更となった場合には、どのようになりますか。

A: 実施設計による変更の内容によりますが、審査時の評価に影響するような変更であれば、認められない場合や交付決定を解除する場合もあります。採択された設計内容に変更が生じる場合は事前に財団に相談してください。なお、実施設計により金額が増額となった場合でも、採択時に示した補助金交付予定額を上回って申請することは出来ません。

A-Q10 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。

A: 建物の所有者が、設備機器の導入にファイナンスリースを利用する場合は補助事業の対象となります。この場合は、以下の条件を満たさなければなりません。

① 建物の所有者が本補助金の応募を行い、交付の対象者となる代表事業者として、設備機器をリースするファイナンスリース事業者との共同申請とすること。

② 補助事業により導入した設備機器を法定耐用年数まで継続して使用すること。

A-Q11 リースで設備導入をする計画ですが、応募申請時点でリース事業者が決まっていません。この場合の申請は可能でしょうか。

A: リース事業者は共同事業者となり申請していただく必要があるため、応募できません。

A-Q12 本事業と「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業」の併用はできますか。 Ver.2 で追加

A: ある建物について、補助対象部分が重複する場合は認められません。棟が別などで補助対象部分が重複しない場合は認められる場合があります。また、建物本体を本事業で建て、設備を ZEB 事業で導入する場合は、併願を妨げるものではありませんが、本事業における CO2 削減効果が算出できなくなり、採択に当たっての審査に影響する可能性がありますのでご留意ください。

（B）応募申請書類及び手続に関すること

B-Q1　共同申請を行う際、応募申請書（様式 1）の申請者は誰にすれば良いですか。

A:　代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第 3 条 3 で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

B-Q2　実施計画書（様式 2）の「事業実施の代表者」は誰にすれば良いですか。

A:　実際に補助事業を行う部署や事業所の責任者（部長、センター長等）で補助事業に係る費用を支払う責任権限を持つ方としてください。

B-Q3　実施計画書（様式 2）の「事業実施の担当者」は誰にすれば良いですか。

A:　応募申請の代表事業者又は共同事業者と同じ団体、法人に所属する方で、補助事業に関わる事務手続を実際に行い、財団と連絡を取り合える方としてください。

B-Q4　実施計画書（様式 2）の「手続代行者」は誰でもなることができますか。

A:　応募申請に際して、申請者以外の方に手続を代行してもらうことも出来ます。この場合には、財団からの問い合わせ等も全て対応できる方でなければなりません。また、申請後は事業終了までの間、原則として変更することも出来ませんので、慎重に選任してください。なお、申請者は公募要領（P6）の 3(1)③に示された要件を満たす者としていますので、全てを手続代行者に任せて、申請者自身が事業内容を理解していないということがないように留意してください。

B-Q5　手続代行者が、設計業務や工事を受注しても問題ありませんか。

A:　手続代行者は、申請者に代わって申請手続等を行うことから、申請者（発注者）側の立場となります。また、交付決定後の発注先選定は、競争原理が働く方法で行わなければなりません。このことから、入札又は見積合せに参加することは妨げませんが、手続代行者（手続代行者が所属する法人等を含む。）が受注した場合には、労務費及び直接人件費は補助対象外となります。したがって、手続代行による申請の場合には、本補助事業を十分に理解したうえで申請してください。

B-Q6　複数年度事業の応募申請方法はどうすれば良いですか。

A:　実施内容と補助対象経費を年度ごとに明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする。）にし、様式 3 の経費内訳を全事業期間分、2019 年度分及び 2020 年度分を別々に作成してください。また、積算内訳書も年度ごとの金額がわかるように記載してある

必要があります。採択後は、年度ごとに交付申請と精算を行うことになります。

B-Q7　提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いでしょうか。

A:　問題ありません。

B-Q8　弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

A:　グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況を提出してください。

B-Q9　代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。

A:　代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

B-Q10　申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

A:　審査の公平性を確保するため、審査に影響する申請内容に関しての個別での相談は受け付けておりません。ただし、申請書の記載方法などが不明な場合や補助対象経費の計上の可否並びに補助対象室と認められる範囲等、審査に影響する内容以外についてはお問い合わせ可能です。

B-Q11　補助金の上限額、下限額はありますか。

A:　上限額は 1 件当たり 5 億円、下限はありません。

B-Q12　様式 2 実施計画書の≪CO2 削減効果の算定根拠≫に添付する「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」は、『G. 省エネ設備』だけの提出で良いでしょうか。

A:　はい、所定様式の算出根拠を付けて提出してください（「応募申請の手引」P4～5 参照）。

B-Q13　「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」で計算するのは、設備の使用エネルギー量のみで良いですか。

A:　「補助対象室」における補助対象のエネルギー消費機器（照明及び空調設備）について機種ごとに計算してください。

B-Q14　空調システムを予定していますが、補助対象室と補助対象外の室で使用する場合には、CO2 削減効果の算定根拠となる「ハード対策事業計算ファイル」ではどのように計算すれば

良いですか。

A:　空調システムを適用する室の床面積と補助対象室の床面積の按分計算で算出してください。

B-Q15「木材の伐採地、CLT 等の加工地の場所」は、住所まで必要でしょうか。

A:　市区町村名まで記載してください。伐採地が複数個所の場合は、CLT 等に使用される材の伐採地ごとに概ねの割合も記載してください。新規部材も同様です。

B-Q16 空調設備で補助対象の条件としている「高効率機器」の証明はどのようにすれば良いでしょうか。

A:　カタログ等を添付して、該当箇所にマーキングするなど性能値を明確に示してください。

B-Q17 工事費の細分は、指定された細分(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)とする必要がありますか。

A:　経費内訳書の細分は、指定の項目（公募要領：別表第 1）としてください。例えば、自社の発注設計書が仮設工事費、木工事費、屋根工事費、空調工事費、電気工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費のみを積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください（「応募申請の手引」P17 参照)。

B-Q18 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算が難しい場合、概算の設計書(見積書)でも良いでしょうか。

A:　応募申請の段階では、工事費等の経費内訳は、概算の設計書（見積書）を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された積算内訳書を添付してください。また、積算に必要な見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

B-Q19 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇工事 1 式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いでしょうか。

A:　補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価、人工×単価で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても 1 式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。

B-Q20 応募に当たっての添付資料として金額の根拠がわかる書類(見積書等)が求められてい

ますが、応募時にも 3 者以上の見積書が必要ですか。

A:　応募時は、1 者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要がありますので、必ず競争入札又は 3 者以上の見積書を徴取して最適な業者を選定してください。

B-Q21　工事内訳書の提出をもって積算内訳として良いでしょうか。

A:　積算内訳は、様式 3 経費内訳に必要な資料であり、補助対象経費のみが記載されている必要があります。本事業における工事では、補助対象室と補助対象外の室が一つの工事で行われるのが一般的と考えられるので、積算内訳書には補助対象室に係る設計費、材料費、労務費、設備費等を抜粋して記載します。

また、その根拠は、「公共工事設計労務単価表」の準用や「建設物価」「積算資料」等の単価を用いることを基本とし、それらでは求められない単価については見積書によることになります。なお、設計費や建物全体で使用する空調機器などは、面積按分等で算出し、その算出式なども明らかにしてください。

B-Q22　公募要領の「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。

A:　「個人情報の取扱事項」は、趣旨に同意のうえ、応募書類で求められている個人情報について記入いただくだけで構いません。「暴力団排除に関する誓約書」と異なり、同意書の類を提出していただく必要はありません。

B-Q23　応募申請後、申請者の都合等により補助申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A:　交付決定前の辞退は可能です。採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第 6) を提出して財団の承認を受ける必要があります。

B-Q24　連携する学識者は、どのような方が良いかわかりませんので、紹介してもらえませんか。

A:　当財団では、紹介しておりません。応募申請では、大学や都道府県の研究機関等において、「建築環境」、「都市環境」、「建築設備」、「省エネルギー」などを専門としている学識者と連携している例が多いので、これらの分野を参考にして検討してください。

（C）補助事業の要件に関すること

C-Q1　サービス付き高齢者住宅は老人福祉施設（病院等）か住居かどちらでしょうか。補助対象になりますか。 Ver.2 で修正

A:　建築確認申請の「建築物の主要用途」が非住宅であれば、補助対象となります。

C-Q2　床面積の取り方は壁芯面積、内法面積のどちらを用いれば良いでしょうか。

A:　壁芯面積で計算してください。

C-Q3　外気に接する CLT 等の面に外装材を使用しても、外皮となりますか。

A:　外皮として扱います。

C-Q4　既存建築物の改修工事が補助対象エリアの要件を満たせば、補助対象となりますか。

A:　増築に併せての改修であれば補助対象となりますが、改修工事だけでは補助対象となりません。

C-Q5　比較検証を行うため比較対象室を設ける場合、補助対象室と同等程度の設備を有していれば、そのほかの条件はありませんか。

A:　比較対象室は、補助対象室で使用した対象部材を使用していないことが条件となりますので、補助対象室と同じ対象部材を使用している場合は比較対象室にはできません。比較対象室では、前記の条件以外は可能な限り、補助対象となる室と計測条件が近いことが求められています。

C-Q6「室内で使用する空調機器の使用条件を一定にする。」というのは、24 時間同じにする必要があるのでしょうか。

A:　夜間に使用しない業務用施設などでは 24 時間同じにする必要はありませんが、使用者により温度設定が変わることなどは好ましくありません。可能な限り温度設定が一定となる中央制御方式などで管理し、1 日の中での設定が異なっていても通年で同一条件にするなどの対応をしてください。

C-Q7　必須計測項目のエネルギー消費量は、補助対象室ごとに全ての機器でエネルギー量を測定する必要がありますか。

A:　空調機器、照明器具に区分して計測してください。

C-Q8 対象部材の表面温度は、どのように計測すれば良いでしょうか。

A: 外皮となる対象部材の面の内側計測を必須としますが、計測箇所数や計測方法は学識者に相談のうえ、応募申請者が提案してください。

C-Q9 比較対象室では対象部材を使用していませんが、外皮となる面の表面温度を計測する必要がありますか。

A: 補助対象室と比較する必要がありますので、外皮となる面の内側の表面温度を計測してください。

C-Q10 必須計測項目のうち室内外の温度・湿度、対象部材の表面温度は 15 分に 1 回以上、24 時間 365 日継続して計測しなければなりませんが、エネルギー消費量も同様に計測する必要がありますか。

A: 年間を通じて継続的に同一条件で計測しなければなりませんが、温度・湿度や表面温度と同一である必要はありません。計測方法は学識者に相談のうえ、応募申請者が提案してください。なお、温度・湿度及び表面温度の計測頻度を 5 分に 1 回以上とした場合には、より有用なデータとなることから、審査時に考慮します。

C-Q11 RC 造や S 造の建築物であっても、対象部材が要件を満たすものとして使用されていれば補助対象となりますか。

A: 補助対象となります。

C-Q12 ホテルで補助対象となる宿泊室の中に設置するトイレや浴室（ユニットバスなど）の面積は、補助対象室に含まれますか。

A: 断熱性能評価に適さない室となることから、それらの面積は補助対象室に含めません。

C-Q13 補助対象室に IH コンロのキッチンを設置していますが、補助対象となりますか。

A: 「室の温熱環境を著しく乱す空調機器以外の設備・機器」（ガスコンロ、給湯設備、IH コンロ、電気式フライヤーなど）が設置された室は、断熱性能評価に適さない室となることから、補助対象外となります。

C-Q14 事務室と廊下が間仕切り壁や建具で仕切られていない場合は、全て事務室として補助対象室になりますか。

A: 間仕切り壁等で仕切られていない場合でも、断熱性能の評価に適さないとみなされる部分（面積）は、補助対象室とはなりません。

（D）補助事業期間に関すること

D-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A: 財団の交付決定日から補助事業完了日までとなります。なお、補助事業完了日は、2020 年 2 月 28 日までとします。

補助事業完了日には、補助事業者による補助対象工事等の検収確認が完了し、施工業者等から引渡しが済み、原則、支払が完了（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は 3 月 10 日までに領収書等の支払を証する書類を財団に提出すること。）していることが必要になります。

したがって、建設工事の工期等も十分に検討のうえ、事業計画を作成してください。

D-Q2 複数年度事業では、翌年度まで継続して事業が出来ますか。

A: 複数年度事業の場合も、初年度の事業は 2 月 28 日までに支払を完了する必要がありますので、継続して事業はできません。

2 年度目の事業は、翌年度の交付決定後に着手することとなります。なお、翌年度の交付決定日の前日までの間において事業を開始する必要がある場合は、交付規程に定める「翌年度補助事業開始承認申請書」（様式第 15）を財団に提出して、承認を受ける必要があります。

この場合、次年度の事業開始日は、次年度の執行団体が環境省から補助金の交付決定を受けた日からとなります。

D-Q3 「翌年度補助事業開始承認申請書」は、いつ提出すれば良いでしょうか。

A: 初年度の事業期間が終了後、速やかに提出してください。環境省との協議を経て、必要性に問題がなければ承認されます。

D-Q4 初年度に建築工事を終了して、2 年度目に計測だけの事業を行う場合でも複数年度事業として申請できますか。

A: 建築工事と計測に必要な機器の設置が完了した年度で事業完了となりますので、この場合には単年度事業となります。

（E）補助対象経費に関すること

E-Q1　CLT 以外の木質部材は、補助対象経費となりますか。

A:　材料費は、CLT と付属する金具類のみが補助対象経費となります。CLT 以外の木質部材の材料費は補助対象経費となりません。

E-Q2　外皮ではない間仕切り用の壁に使用される CLT の壁は、補助対象経費となりますか。

A:　間仕切り用の壁であっても補助対象室内の CLT の壁は補助対象経費となります。

E-Q3　計測機器は、どのような場合に設備費で計上できますか。

A:　計測機器のみを購入する発注の場合には、設備費となります。本工事費に含めて発注した場合には、工事費で計上してください。

E-Q4　データ取得用の計測機器は、どのような設備が補助対象経費となりますか。

A:　省エネ性能等の把握に必要な計測機器が補助対象となります。この場合には、補助対象室及び比較対象室に設置する計測機器のいずれも補助対象経費となります。

E-Q5　使用する計測機器に計測誤差が定められていますが、どのような証明が必要ですか。

A:　カタログ等を添付して該当箇所にマーキングするなど、明確に性能値を示してください。

E-Q6　建築工事を終了した後の年度内にも、計測を実施しますが、計測に要する労務費などの経費は補助対象となりますか。

A:　補助事業者は、補助事業の完了した年度の翌年度から 3 年間の期間について、計測を行わなければなりませんが、補助事業の完了した年度も含めて、計測に要する経費は補助対象外となります。

E-Q7　比較対象室を補助対象となる室と同じ条件にするため、設備の改修に係る経費は補助対象経費となりますか。

A:　対象とはなりません。比較対象室については、計測機器以外は全て補助対象外となります。

E-Q8　補助対象室及び比較対象室において、自由提案項目に用いる計測機器の購入も補助対象経費となりますか。

A:　対象とはなりません。

E-Q9 補助対象室及び比較対象室において、必須計測項目に用いる計測機器で補助対象経費となるのは、室ごとに 1 か所だけですか。

A: 原則は 1 か所だけですが、性能評価で必要とする理由が明確に示されていれば、2 か所以上でも補助対象となります。

E-Q10 必須計測項目に用いる屋外の計測機器は補助対象となりますか。また、2 か所以上認められますか。

A: 補助対象となります。ただし、屋外計測は、環境に左右されない場所を設定することが基本であり、1 か所だけが補助対象となります。

E-Q11 空調や照明のエネルギー消費量を計測するために、BEMS やデマンド電力計などエネルギー管理・計測設備を導入する場合は、補助対象となりますか。

A: 制御性能など計測以外の機能を持っている設備・機器は、本事業の目的から逸脱するため補助対象外となります。

E-Q12 建築物の基礎工事は補助対象経費となりますか。

A: 対象とはなりません。

E-Q13 補助対象施設の一部に補助対象外の室がある場合に、実施設計や工事監理の補助対象経費はどのように算出すれば良いですか。

A: 補助対象と補助対象外の床面積按分で算出してください。

E-Q14 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。

A: 対象とはなりません。

E-Q15 補助対象室において、CLT を室からはみ出して軒下や通路などに使用した場合は補助対象経費となりますか。

A: 補助対象となる室からはみ出した部分は、補助対象外となります。

E-Q16 学識者との連携として、大学の先生に謝金等を支払う場合は、補助対象経費のどの費目で計上すれば良いですか。

A: 事務費（諸謝金）で計上してください。ただし、補助事業期間中の計測計画の策定相談業務に限り補助対象経費となります。

E-Q17　学識者との連携先として、大学の先生のほかにコンサルタントとも一緒に計測計画の策定を行う場合には、その委託料も補助対象として計上できますか。

A:　要件で定めている大学又は公的研究機関等の学識者以外の者に要する経費は、補助対象外経費となります。

E-Q18　CLT の内装材としてクロスや外装材としてガルバリウム等を施工した場合は、どこまで補助対象となりますか。

A:　CLT 導入に伴う関連工事の労務費は補助対象となりますが、材料費は CLT とその金具類に限られていますので補助対象となりません。なお、CLT を使用した床や屋根の下地工事等についても、労務費は補助対象となります。

E-Q19　CLT「等」(LVL など CLT 以外)の内装材としてクロスや、外装材としてガルバリウム等を施工した場合は、補助対象となりますか。

A:　工事費として補助対象となるのは、「CLT 導入に伴う関連工事の労務費」であり、CLT 以外は補助対象とはなりません。

E-Q20　合わせガラスのみを使用した窓は、高性能窓として補助対象となりますか。

A:　合わせガラスを使用した窓は補助対象とはなりません。

E-Q21　建設会社が社屋を自社施工で行う場合には、どこまでが補助対象となりますか。

A:　この場合には利益排除の原則（公募要領 V-3-(2)参照）により、明確な根拠により製造原価を示していただく必要があります。自社施工の場合であっても発注から支払までは通常の事業と同様の扱い（例えば、補助対象となる材料を購入する場合にも、全て 3 者以上の見積合せが必要）ですので、補助対象経費に係る支払は、全て領収書等の証明が必要となります。また、自社の社員等の労務費は、給与や日報等の根拠資料を全て提出していただきます。

E-Q22　平成 30 年度に複数年度事業で採択されていますが、今年度の補助対象経費は 2019 年度(平成 31 年度)の規定が適用されますか。

A:　平成 30 年度に採択となった事業は、補助要件、補助率、補助対象経費などに関する規定は全て平成 30 年度のものが適用されますので、注意してください。

（F）補助事業の実施に関すること

F-Q1　採択通知を受けてから、交付申請までの期間に制限はありますか。

A:　特に期限を設けていませんが、速やかに交付申請の手続を進めてください。極端に遅くなる場合には、財団に連絡してください。

F-Q2　業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A:　ともに問題ありません。

F-Q3　工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A:　交付決定日以降に行ってください。

F-Q4　交付決定前に工事業者等への発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A:　本補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

F-Q5　工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

A:　競争入札又は 3 者以上による見積合せを行ってください。例外的に 1 者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め財団に「申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

F-Q6　補助対象となる工事と一緒に、補助対象外の工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。

A:　別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書、契約書、請求書等の中で明確に分かるように整理してください。

F-Q7　見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。

A:　競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

F-Q8 複数年度事業で採択された場合、入札後に 2 か年分の契約をすることは可能でしょうか。

A: 単年度ごとに契約することが望ましいですが、契約書及び仕様書等で工事内容や工事費を工種毎に工程表等で整理し、明確に区分している場合には認められます。ただし、支払は各年度の事業期間中に終了させなければなりません。したがって、3 月 1 日から翌年度の交付決定の日までの間の工事分は補助対象外となります（例えば、仮設足場などもその間の損料は補助対象外として区分する必要があります。）。なお、翌年度の予算の考え方については、「A-Q2」を確認してください。

F-Q9 2020 年 2 月 28 日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わっていれば良いのでしょうか。

A: 事業完了とは、補助事業者による補助対象となる工事等の検収確認が終了し、支払が完了した状態です。例外として、支払が行われていなくても、請求行為が 2 月 28 日までに行われている場合には完了と認められます。この場合、補助事業者は、3 月 10 日までに事業に係る領収書及び支払を証する書類を財団に提出してください（請求書の発行日が、3 月 1 日以降のものは、いかなる理由があっても経費としては認められませんので注意してください。）。

F-Q10 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いでしょうか。

A: 速やかに財団に連絡してください。

F-Q11 応募申請が採択された後、交付申請までの間に工事計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第 1 の別紙 1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A: 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかに財団に相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第８条の三）による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第６条）の手続が必要になります。

F-Q12 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

A: 「軽微な変更」とは、補助対象経費において、それぞれの費目の配分額の15%以内の配分の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。

（１）事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

（２）事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、財団に相談してください

F-Q13 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A: 補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第 10 による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業)」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

F-Q14 補助事業で取得した財産を何かしらの事情で処分する必要が生じた場合は、どのような手続が必要になりますか。

A: 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、財団に申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によるその財産の法定耐用年数となります。

F-Q15 補助事業で取得した財産に抵当権を設定することはできますか。

A: 前問と同様で、抵当権設定前に財団に申請し、承認を受けなければなりません。

F-Q16 補助事業で導入した空調設備を数年後(法定耐用年数内)に保守点検した結果、故障(又は劣化等)による部品交換が発生した場合にも、交付規程第 8 条十三の取得財産の処分に該当するものとして財団の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

A: 故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。

補助金返還措置適用の要否については、全部交換となった要因により異なるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時には財団まで直ちに相談してください。

（G）補助事業の経理に関すること

G-Q1　概算払を受けることができますか。

A:　この事業については、概算払は行いません。

G-Q2　申請額に消費税を含めて良いですか。

A:　消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

④消費税法別表第３に掲げる法人の補助事業者

消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき、国内における「消費」に担税力を求め、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売・提供などを課税対象としています。納税義務者は、財貨・サービスの販売・提供などを行う事業者であり、最終的には消費者に転嫁されます。消費税は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するためにその段階で、課された消費税額を控除する制度（仕入税額控除）が設けられています。

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定に当たっては、補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

G-Q3　採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の

増額は可能ですか。

A:　採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできません。

G-Q4　圧縮記帳は適用されますか。

A:　適用されます。ただし、「事務費」については、適用されません。圧縮記帳を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等に相談してください。